

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）重要事項説明書

（令和6年6月1日現在）

1 サービスについての相談窓口

電話 042-477-7260（午前8時45分～午後5時45分）

担当 サービス提供責任者：坂本亮佑、中山匡史、小西季子

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 ヘルパーステーションマザアス氷川台の概要

(1) 事業の名称等

事業所の名称	ヘルパーステーションマザアス氷川台		
サービスの種類	第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）		
事業所の所在地	〒203-0004 東京都東久留米市氷川台二丁目5番7号		
電話番号	042-477-7260		
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	・	1374800199
管理者の氏名	坂本 亮佑		
事業の実施地域	東久留米市		

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	1名	—	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	—	3名
従事者	介護福祉士	0名	4名	4名
	1級※1修了者	0名	4名	4名
	2級※2修了者	0名	9名	9名
	初任者研修※3	0名	1名	1名

※1ホームヘルパー養成1級課程 ※2ホームヘルパー養成2級課程 ※3介護職員初任者研修
訪問介護員の交替は、定期的に行います。

(3) 営業時間

月曜日から金曜日	8:45～17:45
土曜日	8:45～12:45

※12/31～1/3は休業します。

(4) サービスの提供時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～21:00
平日	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○

(5) 事業の目的と運営方針

事業の目的

要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。

運営方針

利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3 サービス内容

第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院、外出介助など
生活援助	家事を行う事が困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取りなど

4 利用料金等

(1) 利用料（別表1）

(2) 交通費

交通費がかかる場合は、実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合も包括報酬のためキャンセル料は発生しません。

(4) 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。

(5) 利用者は、当月の料金の合計額を翌月26日までに（口座振替の方法で）支払います。

(6) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(7) その他

1. サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用は利用者負担になります。

2. 利用者本人がいない時に、サービスを利用することは出来ません。利用者が不在の時にヘルパーがサービスを行うのは、介護保険の対象となりません。

5 金銭の取り扱い

金銭の取り扱いは必要最小限のものに限ります。金銭授受に関しては買い物票を使用し、確認していただきます。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等への連絡を行う等、必要な処置を講じます。

医療機関等	病院		主治医	
	住所			
	電話			
緊急時の連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話			

7 非常災害時の対応

利用者の居住区域において居宅介護支援の提供ができない何らかの大災害が発生した場合、連絡手段が確保されている場合を除いては、急遽お伺いを取りやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。

8 苦情窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当時事業所および第三者委員で承ります。

①ヘルパーステーションマザアス氷川台 電話042-477-7260
担当者：サービス提供責任者 坂本 亮佑

②第三者委員：皆さまからの相談・苦情に対し公正に対処するために、中立的な立場の第三者委員を設置しております。

(2)に区市町村の相談・苦情窓口等に伝えることができます。

東久留米市福祉保健部介護福祉課

所在地：東久留米市本町3-3-1

電話番号：042-470-7750（直通）

受付時間：8時30分～17時（土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く）

(3)東京都国民健康保険団体連合会でも介護サービスの質に関する苦情申立てをすることができます。

所在地：千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館10階

電話番号：03-6238-0177（苦情窓口専用・直通）

受付時間：9時～17時（土・日・祝、国民の休日、年末年始を除く）

(4) 苦情の対応手順

- ①受け付けた苦情を「苦情又は意見・要望等連絡票」に記載します。
- ②苦情申出人に苦情の内容確認を行います。
- ③「苦情受付書」により苦情解決責任者又は第三者委員に報告を行います。
- ④苦情解決案を検討し、苦情申立人へ解決策の指示を行います。
- ⑤苦情申立人との話し合いの結果を「話し合い結果記録書」に記載し、同席者に話し合いの内容と相違ないかの確認を行います。
- ⑥話し合い結果に基づいた業務改善を行います。
- ⑦「改善結果報告書」を苦情申立人に送付し、改善状況を報告します。
- ⑧日常的な業務の改善、サービス向上に反映する方法を検討し、改善に努めます。

9 法人概要

名 称	社会福祉法人マザアス
代表者役職・氏名	社会福祉法人マザアス 理事長 衣川輝夫
本事業所所在地・電話番号	東京都東久留米市氷川台二丁目5番7号 042-477-7260
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム 第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所事業 認知症対応型共同生活援助事業 小規模多機能型居宅介護事業 障害福祉サービス事業 公益事業 居宅介護支援事業 地域包括支援センター 高齢者食事配達サービス事業 若年性認知症総合支援センター 介護人材の育成事業（初任者研修課程）

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 [事業者名] 社会福祉法人マザアス
ヘルパーステーションマザアス氷川台
(事業所番号1374800199)
[住所] 東京都東久留米市氷川台 2-5-7
[代表者] 理事長 衣川 輝夫 印
[説明者] ヘルパーステーションマザアス氷川台
サービス提供責任者
_____ 印

事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者 [住所] _____

[氏名] _____ 印

代理人 [住所] _____

[氏名] _____ 印

[本人の続柄] _____

第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）重要事項説明書 料金表

(別表1)

(令和6年6月1日現在)

(1) 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額（10割）をご負担いただきます。

第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

[基本部分] 身体介護及び生活援助

サービスの名称	サービスの内容	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
総合事業型予防訪問介護11	週1回程度の訪問型サービス (要支援1・2、事業対象者)	1,300円	2,599円	3,899円
総合事業型予防訪問介護12	週2回程度の訪問型サービス (要支援1・2、事業対象者)	2,596円	5,192円	7,787円
総合事業型予防訪問介護13	週2回を超える程度の訪問型サービス (要支援2、事業対象者)	4,119円	8,237円	12,355円
支え合い訪問介護211	週1回程度の訪問型サービス (要支援1・2、事業対象者)	1,235円	2,469円	3,703円
支え合い訪問介護212	週2回程度の訪問型サービス (要支援1・2、事業対象者)	2,466円	4,931円	7,396円
支え合い訪問介護213	週2回を超える程度の訪問型サービス (要支援2、事業対象者)	3,912円	7,824円	11,736円
支援強化型訪問介護311	週1回程度の訪問型サービス (要支援1・2、事業対象者)	1,300円	2,599円	3,899円
支援強化型訪問介護312	週2回程度の訪問型サービス (要支援1・2、事業対象者)	2,596円	5,192円	7,787円
支援強化型訪問介護313	週2回を超える程度の訪問型サービス (要支援2、事業対象者)	4,119円	8,237円	12,355円

[加算]以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
初回加算	新規の利用者へサービスを提供した場合	221円	442円	663円
生活機能向上連携加算 I (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	111円	221円	332円
介護職員処遇改善加算 (I) ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算の合計の 24.5%		
介護職員処遇改善加算 (II) ※		上記基本部分と各種加算の合計の 22.4%		
介護職員処遇改善加算 (III) ※		上記基本部分と各種加算の合計の 18.2%		
介護職員処遇改善加算 (IV) ※		上記基本部分と各種加算の合計の 14.5%		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

地域区分単位数は11.05です。

